

$$LV = \sum_j \alpha_j lv_j + \left[\sum_j \alpha_j (\overline{\ln y_j})^2 - \left(\sum_j \alpha_j \overline{\ln y_j} \right)^2 \right]$$

となる ($\overline{\ln y_j}$ は、第 j 階層に所属する世帯の所得の対数値の平均)。右辺第 1 項が年齢階層内の格差、第 2 項が年齢階層間の格差を示す。この対数分散も、平均対数偏差と同様に、2 時点間における所得格差の要因分解、そして、同一時点における再分配政策の効果を客観的に推計できる³。

本稿ではさらに、参考のためにアトキンソン指数も計算する。まず、各家計の効用関数が相対的危険回避度一定 (CRRA) であるとし、社会的厚生関数 W を

$$W = \frac{1}{n} \sum_k y_k^{1-\varepsilon}, \quad \varepsilon \geq 0, \varepsilon \neq 1; \quad W = \frac{1}{n} \sum_k \ln y_k, \quad \varepsilon = 1$$

と定義する。ここで、もともと所得変動のリスクを回避したい度合いを示すパラメータ ε は、所得の不平等を回避したい度合いを示すものと読み替えることができる。その値が大きいほど、分析者は所得の不平等を回避したいと判断していることになる⁴。そこで、アトキンソン指数 AI は、

$$\left[(1-AI)\mu \right]^{1-\varepsilon} = \frac{1}{n} \sum_k y_k^{1-\varepsilon}, \quad \varepsilon \geq 0, \varepsilon \neq 1; \quad \ln \left[(1-AI)\mu \right] = \frac{1}{n} \sum_k \ln y_k, \quad \varepsilon = 1$$

として計算される。この意味は次のように説明できる。まず、現実の所得分布に対応する社会的厚生水準を、完全平等の所得分配で再現しようとするれば、各世帯にどれだけの所得を分配すればよいかを計算する。そして、その値が全世帯の平均所得をどの程度下回るかをアトキンソン指数として逆算し、不平等な所得再分配によって発生した社会的な損失 (等価変分) を平均所得に対する比率で評価するわけである。

したがって、アトキンソン指数は、

$$AI = 1 - \left[\frac{1}{n} \sum_k \left(\frac{y_k}{\mu} \right)^{1-\varepsilon} \right]^{\frac{1}{1-\varepsilon}}, \quad \varepsilon \geq 0, \varepsilon \neq 1; \quad AI = 1 - \exp \left[\frac{1}{n} \sum_k \ln \left(\frac{y_k}{\mu} \right) \right], \quad \varepsilon = 1$$

として算出される。特に、前述の平均対数偏差は、対数型の効用関数 ($\varepsilon = 1$) を想定したものであり、

$$AI = 1 - \exp(-MLD)$$

という式で、アトキンソン指数と関連づけることができる。

³ 対数分散とよく似た発想に基づく、所得格差を示す指標として平方変動係数 (SCV: Squared Coefficient of Variation) がある。ただし、平方変動係数は、所得格差を世帯属性よりもむしろ所得源泉に注目して要因分解するのに適している。

⁴ ゼロの場合はベンサム型の社会的厚生関数、プラス無限大の場合はロールズ型の社会的厚生関数に対応する。

Ⅲ. 1990年代における所得格差の変化

1 データ

本稿の分析のベースとなる所得は、『所得再分配調査』で集計される、世帯ベースの当初所得と再分配所得である。当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家賃・地代の所得、利子・配当金、仕送り、企業年金、退職一時金、生命保険金、損害保険金、個人年金、雑収入の合計として定義される。再分配所得は、この当初所得に社会保障給付（公的年金・生活保護などと医療の現物給付）を加え、税金と社会保険料（社会保険料）を差し引いたものである。

このような形で定義される当初所得、再分配所得については、所得格差を分析する上で問題がないわけではない（詳細は、たとえば大竹（2003）参照）。所得格差の度合いを各種の計数で示す場合も、これら以外の定義の所得に基づく、結果が大きく異なることが知られている。しかし、税制・社会保障制度の再分配効果を明示的に評価するために、本稿では当初所得と再分配所得を分析の対象とする。

ただし、次の2点に注意する必要がある。第1に、前節で説明した平均対数偏差、対数分散、あるいはアトキンソン指数を計算する場合、所得がゼロの世帯をどう処理するかという問題がある。大竹・齊藤(1999)のように、そうした世代をサンプルから外すというのも一つの方法である。しかし、たとえば、世帯主の年齢が60-74歳の世帯において、ゼロ所得世帯の比率は1989年が21.0%、1998年が25.0%となっており、無視できない比率であると同時に、その変化幅も小さくない。こうした事実が示唆するように、ゼロ所得世帯をサンプルから外すことは、所得格差の様相やその変化を分析する上で問題がないとは言えない。そこで本稿では、西崎・山田・安藤（1998）がOECDの国際比較の方針に基づいて行ったように、所得が平均所得の1%値に満たない世帯については、その所得を平均所得の1%値に置き換えるという処理を行う。

第2に、世帯ベースで所得を把握する場合、世帯人員の違いをどう処理するかという問題がある。本稿では、所得格差の分析でしばしば行われているように、世帯人員の平方根で世帯所得を除し、それを等価所得として分析する。ただし、そうした調整をしない原数値による計算結果も併せて示すことにする。

2 所得格差の変化とその要因分解

それでは、1989年と1998年の間に、所得格差がどのように変化したかを概観することにしよう。計算に際しては異常値が多い25歳未満及び75歳以上を排除し、年齢階層は5歳刻み（25-29歳、30-34歳、…、70-74歳）とする。サンプル数は、1989年が8061世帯、1998年が6972世帯である。

表1は、所得格差の変化の様子を、平均対数偏差と対数分散によって要約したものである。所得については、いずれも原数値をそのまま用いたものと、等価所得にしたものの両方を示している。等価所得ベースに注目すると、次の2点を取りあえず指摘できる。

第1に、平均対数偏差と対数分散のいずれにおいても、1990年代を通して所得格差が拡大したことが確認される。等価所得・当初所得の場合、平均対数偏差は21.3%、対数分散も26.0%上昇している。再分配所得でも、こうした格差の拡大傾向は解消されない。

第2に、格差拡大の要因分解を前節で説明したような手法で行うと、年齢別人口効果はかなり大きいことが分かる。等価所得・当初所得の場合、平均対数偏差で見ると69%が年齢別人口効果によって説明される。その一方で、年齢階層内効果で説明できる部分は5%にすぎず、年齢階層間効果はむしろ全体の格差縮小に寄与している。対数分散で見ると、年齢階層間効果は格差拡大の方向に働いているが、それでも年齢別人口効果が格差拡大にかなり寄与していることが分かる。

表2は、参考のためにアトキンソン指数の変化を示したものである。ここでは、所得格差の回避度を示すパラメータ ϵ として、しばしば用いられる0.5と想定した場合(上の部分)と、平均対数偏差と関連づけることができる1と想定した場合(下の部分)に分けて計算結果を示している。ここでも、アトキンソン指数が上昇しており、1990年代を通して格差が拡大したことが確認される。

以上の点は、先行研究から得られた一般的な結果と整合的であり、必ずしも新しい事実とは言えない。また、所得格差拡大のかなりの部分が、人口高齢化を反映した年齢別人口効果で説明できるという結果は、格差の拡大傾向を過剰に危惧すべきではないとする一般的な見解とも整合的である。

そこで、上記のように整理されるマクロ的な格差拡大の背景を、年齢階層別の変化に注目して検討してみよう。図1-図3は、世帯主の年齢階層を25-39歳、40-59歳、60-74歳という3つにまとめた上で、1990年代の変化を見たものである⁵。まず、図1は、年齢階層別の世帯構成比がどのように変化しているかを示しているが、容易に予想されるように、高齢世帯の比率が高まり、それ以外の年齢階層の世帯が相対的に減少する傾向が確認される⁶。後出・図3で確認されるように、所得格差は高齢層で圧倒的に大きくなるので、高齢層の世帯構成が高まることは、それ自体としてマクロ的な格差拡大に寄与する。

次の図2は、等価所得ベースの当初所得に注目し、世帯主が40-59歳という壮年層世帯の平均所得を100とした場合、世帯主が25-39歳及び60-74歳の相対所得がどのように変化したかを見たものである。これによると、若年層、高齢層の壮年層に対する相対所得はいずれも上昇していることが分かる。これは、年齢階層間効果が全体としての格差拡大に大きく寄与していないという、表1の結果とも整合的である。

一方、図3は、等価所得ベースの当初所得に注目し、年齢階層内の所得格差の変化を平

⁵ 各計数の計算においては、年齢階層を5歳刻みにしている。図1-3及び後出・図4-6は、試算結果を解釈しやすくするために年齢階層を3区分にしているだけである。

⁶ 年齢を1歳刻みないし5歳刻みで同様のグラフを描くと、世帯主が30歳代前半から40歳代前半の世帯のウェイトが大きく低下していることが確認できる。これは、人口高齢化だけでなく、比較的若年の世代における世帯構造の変化が、所得格差の変化に影響している可能性を示唆するものである。この点を分析することは、今後の課題である。

均対数偏差で見たものである。当然ながら、高齢層になると所得格差が大きくなるが、それより注目されるのは、若年層で所得格差の程度が 23.3%も高まっていることである。これは、高齢層内の格差拡大の程度 10%を大きく上回っている⁷。おそらくこの背景には、近年における若年労働者をめぐる雇用情勢の悪化があるはずである。壮年層で年齢階層内の格差がむしろ縮小していることもあり、年齢階層内の格差は全体の格差拡大に大きく寄与していない。しかし、若年層における格差拡大が今後注視すべきポイントであることは否定できない。

なお、所得ゼロの世帯をサンプルから除く場合は、年齢階層内効果の評価はさらに慎重でなければならない。前述のように、高齢層のうち所得ゼロの世帯の占める比率は、1989年から1998年にかけて21.0%から25.0%に上昇する。そのため、所得ゼロの世帯をサンプルから除くことは、それ自体として、高齢層において格差縮小バイアスを持つ⁸。実際、所得ゼロの世帯をサンプルから除いて、等価所得・当初所得ベースの平均対数偏差及び対数分散の変化を計算すると、高齢層における年齢階層内の格差は、1989年から1998年にかけてそれぞれ0.4%、1.8%縮小することが分かる。

それでは、税・社会保障など再分配政策が実施された後の、再分配所得に目を移そう。表1及び表2で示したように、再分配所得も当初所得と同様に1990年代を通じて格差の拡大が見られる。ただし、格差拡大の度合いは、当初所得の場合に比べると幾分か小さめとなっており、再分配政策が格差拡大の是正に貢献したことが推察される。

表3は、そうした再分配政策の効果を、1989年と1998年の各年において、年齢階層内効果と年齢階層間効果に分解した結果を示したものである。いずれの時点でも、再分配政策のかなりの部分は世代内格差の是正に貢献しているが、2時点を比較すると、年齢階層内より年齢階層間の格差是正のウェイトが高まっていることが分かる。たとえば、等価所得ベースで平均対数偏差を見ると、当初所得から再分配所得へのその値の縮小のうち、年齢階層間効果の占める比率は、1989年の5.9%から1998年には13.4%に高まっている。同様の傾向は、対数分散についても確認できる。

再分配政策の役割が、年齢階層内より年齢階層間の格差縮小にそのウェイトを高めつつあるという傾向——それは1980年代を分析対象とした大竹・岩本(1999)でも確認された点でもある——には、やむを得ない面もある。とりわけ現行の社会保障制度は、若年層から高齢層への所得移転をかなりの程度伴うため、人口高齢化が進むと年齢間での再分配効果を自ら強めることになるからである。

ただし、再分配政策の効果を、このように年齢階層内効果と年齢階層間効果という形で二分することは幾分ミスリーディングであることも指摘しておこう。図4は、再分配政策

⁷ ここでは示していないが、平均対数偏差の代わりに平均分散で見ても、若年層における格差拡大傾向が確認できる。

⁸ 一方、25-59歳におけるゼロ所得世帯の比率は、1989年1.3%、1998年1.1%とほとんど変化していない。

が各年齢階層の所得格差にどのような影響を及ぼしているかを、1998年の等価所得ベースで見たものである。これから分かるように、現行の再分配政策は、若年層・壮年層それぞれの内部における所得格差の是正より、高齢層内部の所得格差の是正のほうにはるかに貢献している。多くの勤労者が60歳前後で引退し、勤労所得が大きく減少する者が出てくるために、当初所得の格差は高齢層でかなり大きくなるが、公的年金を中心とする再分配政策が高齢層の所得水準を平均的に引き上げ、所得格差を大幅に縮小している。したがって、現行の再分配政策に年齢階層内の格差を縮小する効果があるとしても、そのかなりの部分は、若年層や壮年層ではなく、高齢層内部で発揮されていることに注意が必要である。

IV 税・社会保険料の再分配効果

1 評価の方法

次に、現行の税制・社会保障などの再分配政策のうち、税・社会保険料という負担面の再分配効果を評価することにしよう。個人所得税の場合、税率構造のフラット化が進んだとは言え、高所得層ほど税率が重くなるという累進性が伴っている。しかし、高齢者向けの税制を見ると、公的年金等控除や老年者控除に代表されるように、同じ所得を得ている現役サラリーマンに比べて有利な扱いも行われている。一方、社会保険料の場合は、厚生年金保険料や健康保険料など、所得に比例する形で徴収されるもののほか、国民年金保険料や国民健康保険料（の一部）など、定額で徴収されるものもある。さらに、厚生年金や健康保険（組合健保、政管健保）、共済組合の保険料の場合は、徴収のベースとなる標準報酬月額に上限が設定されており、高所得層の負担が相対的に軽減されている⁹。したがって、所得格差が拡大傾向を示し、しかも、そのすべてが人口高齢化という人口動態的な要因で説明できないという状況の下では、少なくとも所得に比例的な形で再分配政策の財源を負担すべきだという主張が出てきてもおかしくない。特に、年齢階層内の格差が拡大傾向にある場合はそれが言えよう。

そこでここでは、年金給付や医療給付など社会保障給付のあり方はとりあえず所与とした上で、税や社会保険料がどのような再分配効果をもたらしているかを、簡単なマイクロ・シミュレーションによってチェックする。そのために、次のような6つの制度改革を考えてみる。すなわち、

ケース Ia：税を当初所得に比例的に徴収する（税収は固定）

ケース Ib：社会保険料を当初所得に比例的に徴収する（社会保険料収入は固定）

ケース Ic：税及び社会保険料を当初所得に比例的に徴収する（税収及び社会保険料収

⁹ 介護保険の場合も所得比例（第1号被保険者）と定額（第2号被保険者。ただし、所得による調整あり）の保険料負担が併用されており、累進性が十分に追及されていない。ただし、介護保険の導入は2000年4月からであり、本稿の対象期間後である。また、厚生年金・共済組合（年金）の標準報酬月額の上限制については、上限のある分だけ年金給付が削減されるので、長期的に見ると逆進性は軽減される。ただし、賦課方式の度合いが強ければ、逆進性の軽減の程度はその分弱まることになる。

入は固定)

ケースⅡa: 税を当初所得と社会保障給付の合計に比例的に徴収する(税収は固定)

ケースⅡb: 社会保険料を当初所得と社会保障給付の合計に比例的に徴収する(税収は固定)

ケースⅡc: 税及び社会保険料を当初所得と社会保障給付の合計に比例的に徴収する(税収及び社会保険料収入は固定)

である。ただし、ここで変更を加える税は所得税と住民税だけであり、固定資産税や自動車税・軽自動車税は変更しない。また、社会保障給付には医療の現物給付を含める。

ケースⅠa からケースⅠc は、税または社会保険料の徴収ベースを当初所得とした上で、それらを所得比例で徴収するというものである。ケースⅠb 及びケースⅠc の場合、年金受給者も公的年金の保険料を支払うことになるが、当初所得がゼロなら保険料もゼロとなる。税や社会保険料を当初所得に比例的に徴収する場合、そうした負担のあり方は所得格差に対して中立的となり、格差を示す諸指数は変化しないはずである。したがって、ケースⅠa からケースⅠb の効果を調べることは、現行の税・社会保険料に伴う再分配効果の大きさを評価するという意味を持っている。

一方、ケースⅡa からケースⅡc は、税または社会保険料を所得比例とする点では、ケースⅠa からケースⅠc と同じだが、徴収ベースを当初所得ではなく、当初所得に社会保障給付を加えたものとしている。これらの改革案の念頭にあるのは、とりわけ年金受給者の税・社会保険料の引き上げである。実際、1998年において、年齢階層ごとの当初所得と再分配所得を等価所得ベースで比較すると、当初所得では25-39歳層が354万円、60-74歳層が251万円であるのに対し、再分配所得ではそれぞれ315万円、364万円とその大小関係が逆転し、高齢層が優遇されていることが分かる。そこで、勤労所得か公的年金かという所得の源泉にかかわらず、得られた所得に応じて税や社会保険料を支払った場合、所得格差にどのような影響が出るかを調べるというのが、ここでの作業のねらいである。

実際、公的年金等控除など高齢者向け優遇税制の見直しは、すでに税制改革・公的年金改革の議論の俎上にあるテーマである。ただし、年金受給者が年金保険料を負担するというのは、いささか奇妙な状況かもしれない。しかし、在職老齢年金制度の下では、年金受給者と雖も勤労所得に応じて年金保険料を負担しており、しかも、同制度による年金削減額は年金保険料の変形とみなすこともできる。また、将来においては、高齢者が負担する介護保険料や医療保険料についても、所得に応じて保険料を徴収するという仕組みが選択肢の一つとなり得る。

2 試算結果と解釈

表4は、各改革案の所得格差に及ぼす効果を、1998年の等価所得ベースに注目してまとめたものである。比較の基準となるのは、現行の再分配所得である。現行制度に関する評価という点では、次の3点が指摘できる。

第 1 に、現行の税負担のあり方は所得格差を是正する方向に寄与している。税を当初所得に比例的に徴収したケース I a の結果を見ると、再分配所得の格差はどの指標で見ても拡大しているが、これは、現行税制が累進的であることを逆に示すものである。

第 2 に、現行の社会保険料のあり方は、むしろ所得格差を拡大する方向に働いていることが分かる。社会保険料を当初所得に比例的に徴収したケース I b の結果を見ると、所得格差が幾分縮小する結果となっているからである。高齢層の当初所得はかなり低く、保険料負担の大きさ自体はこのケースでも現行からそれほど変化しないはずなので、この結果は主として、現役世代が負担する社会保険料の逆進性を反映したものと考えられる（その詳細については、[補論]を参照されたい）。

第 3 に、税と社会保険料を合わせたケース I c を見ると、社会保険料の逆進性が税の累進性を上回り、税と社会保険料のネットの再分配効果は、格差をむしろ拡大する方向に働いていることが確認される。

当然ながら、こうした形で現行制度のあり方を評価することについては異論があろう。税制や社会保障制度の再分配効果は、本来は負担面だけでなく、給付面も合わせて評価すべきだからである。実際、負担面で逆進性が認められたとしても、表 1 などで示したように、再分配所得の格差は当初所得の格差を下回っている。しかし、当初所得に格差拡大傾向が認められるとすれば——仮にその大部分が人口高齢化要因によって説明されるとしても——負担面の再分配効果に目配りする必要性はいままでより高まっていくはずである。

当初所得だけでなく、それに社会保障給付を加えた所得を負担のベースにした改革案であるケース II a からケース II c についてはどうか。ケース II a は格差を拡大し、ケース II b は逆に縮小する。そして、両者を合わせたケース II c では、社会保険料を所得比例にした効果のほうが大きく、格差はやや縮小することになる。また、ケース II a の格差拡大効果がケース I a のそれを上回り、ケース II b の格差是正効果がケース I b のそれを下回ることも注目される。これは、当初所得を負担の徴収ベースとするケース I だと、当初所得がそもそもかなり低い高齢層には大きな影響が出ないのに対して、当初所得だけでなく社会保障給付も負担の徴収ベースとするケース II は、それだけ再分配効果を生みやすいからである。

以上は、各改革のマクロ的な効果についてまとめたものであるが、各改革の効果がどのような形で発揮されているかを 2 つの角度から追加的に調べておこう。第 1 に、格差縮小に対する各改革の寄与を表 3 のように年齢階層内効果と年齢階層間効果に分割し、現行の再分配政策の場合と比較してみる。その結果を 1998 年の等価所得ベースでまとめたものが表 5 である（分析結果の傾向は 1989 年でも同じだったので、以下では 1998 年の結果のみを紹介する）。

ここで最も注目されるのは、現行制度と比べた場合の再分配効果の違いが、年齢階層間格差の変化ではなく、年齢階層内格差の変化に出ているという点である。いずれの改革でも、年齢階層間効果は現行の再分配政策のそれと比べてほとんど変化していない。異なっているのは、年齢階層内効果のほうである。

年齢階層間効果が小さくなるのは、次のような理由による。現行制度の下では、再分配所得は壮年層で最も高く、高齢層、若年層の順となっている（1998年の等価所得ベースでは、順に408万円、364万円、315万となっている）。ところが6つのケースはいずれも、現行ケースに比べて高齢層の負担を増やす方向に働き、その分だけ、若年層と壮年層の負担が減少することになる。したがって、再分配所得は高齢層で減少、壮年層で増加、若年層で増加する。このうち、壮年層での増加は格差拡大要因であるが、若年層での増加は格差縮小要因であるし、高齢層での減少は、壮年層との格差を広げるものの、若年層との格差は狭める可能性が高い。このように、現行制度における各年齢所得層の再分配所得の水準の違いと、その水準の変化の方向の違いが微妙に組み合わせられて、年齢階層間効果は結果的に小さなものにとどまるものと思われる。

第2に、改革の効果が年齢階層によってどのように異なるかを見ておこう。図4と図5は、ケースⅡaからケースⅡcについて、それをまとめたものである（ケースⅠaからケースⅠcについて図を描いても傾向はほとんど同じである）。まず、図4は、再分配所得が、現行制度の水準からどのように異なってくるかを比較している。すでに述べたように、いずれの改革においても、再分配所得は高齢層で減少、壮年層で増加、若年層で増加する。

次に、それぞれの年齢階層内における所得格差がどのように変化するかを図5で比較する。まず、税を所得比例にしたケースⅡaは、（マクロ的にだけでなく）いずれの年齢階層においても所得格差を拡大させる方向に働くことが確認される。これは、現行の税制が累進的な構造を持っていることを意味する。所得が最も高く、したがって税の累進性に最も直面していると考えられる壮年層で、ケースⅡaの格差拡大効果が最も大きくなることも尤もらしい結果である。なお、高齢層においては、追加的な税負担によって再分配所得の平均値が低下し、それが格差拡大につながるという効果もあるはずである。

一方、社会保険料を所得比例としたケースⅡbは、逆にいずれの年齢階層においても所得格差を縮小する。若年層、壮年層の場合は、現行の社会保険料の逆進性そのものが影響しているだけでなく、高齢層の負担増加のおかげで自分たちの再分配所得の平均値が上昇したことも影響しているだろう。高齢層における所得格の縮小がほかの年齢層より幾分小さめになっているのは、社会保険料の新たな負担によって、再分配所得の平均値が引き下げられたからである。また、ケースⅡaとケースⅡbを同時に行ったケースⅡcでは、逆方向に作用する2つのケースが互いに打ち消し合っているものの、マクロ的に見た場合と同様に、社会保険料の見直しの効果のほうがやや上回って格差是正につながっている。

以上のマイクロ・シミュレーションは、極めて荒っぽい想定に基づく大まかな試算に過ぎない。しかし、その結果は、所得格差の縮小を政策目的とするかぎり、社会保険料を当初所得と社会保障給付に比例的に徴収するという改革が、ある程度の成果を上げられることを示唆するものである。

V 結 語

本稿では、『所得再分配調査』の個票に基づき、①1990年代における所得格差の1990年代における所得格差の変化やその背景を概観するとともに、②現行の税制・社会保障制度が負担面において所得格差の是正にどこまで寄与しているかを簡単なマイクロ・シミュレーションによって評価した。得られた主要な結論は、以下の通りである。

まず、1990年代における所得格差の動向については、先行研究の分析結果と同様に、格差の拡大傾向が見られること、そしてその格差拡大のかなりの部分が人口高齢化によって説明できることが確認された。ただし、とりわけ若年層においては年齢内で格差がかなり拡大しており、今後の動向に留意が必要である。また、税制・社会保障制度を再分配政策としてまとめてみた場合、世代間での再分配効果のウェイトが徐々に高まりつつあることが分かる。この背景にも人口高齢化が働いているが、年齢階層内の再分配効果についても、それが顕著な形で発揮されるのは高齢層においてであるという点に注目すべきである。

一方、簡単なマイクロ・シミュレーションによると、現行の税制の構造は全体として累進的である一方、社会保険料の仕組みはむしろ逆進的であり、格差拡大に寄与していることが示された。厚生年金等の保険料に標準報酬月額の上限があることや、国民年金保険料など社会保険料に定額の部分が存在することがそうした結果をもたらしている。また、社会保険料を所得比例にすることにより、所得格差を縮小できる余地がある。その場合、高齢者の再分配所得が平均的に減少し、若年層・高齢層の再分配所得が平均的に増加するが、どの年齢階層でも階層内の所得格差が縮小する。

なお、次のような点が今後の研究課題として残っている。まず、1980年代と1990年代において、格差拡大やその要因がどのように異なっているかをチェックすることが、すぐに思いつくテーマとして挙げられる。また、本稿の分析対象となっているのは年間所得であるが、格差拡大の変化やその要因を分析するためには、本来なら生涯所得に注目しなければならない。Oshio (forthcoming)は、生涯所得に注目して公的年金の世代内再分配効果を『所得再分配調査』に基づいて大雑把に試算しているが、日本ではパネル・データが利用可能でないため実証分析はかなり難しい。大竹・齊藤(1996)やOhtake and Saito(1998)は生涯所得格差を代理するものとして消費格差に注目しているが、参考にすべき分析手法と言える。それ以外の方法として、各時点のクロスセクションデータをつなぎ合わせ、擬似パネル・データを作成することにより、生涯所得ベースの所得格差の変化や再分配政策のあり方を検討することも考えられる。

【補論】 各社会保険料の再分配効果の比較

ここでは、各社会保険料の再分配効果を簡単に比較してみよう。具体的には、『所得再分配調査』で把握できる、「被用者保険（健保等）」「国民健康保険」「被用者保険（厚生年金保険など）」「国民年金・農業者年金」「その他（雇用保険等）」の5種類の保険料に注目し、それらの保険料を少しでも負担している世帯が、当初所得に比例する形で保険料を負担し

た場合に、所得格差が社会全体においてどのように変化するかを調べることにする。ただし、それぞれの保険料収入は制度変更前と同じとし、また、当該保険料を負担していない世帯は制度変更後もそれを負担しないと仮定する。

表6は、その計算結果を表4と同じスタイルでまとめたものである。現行制度に比べて所得格差が縮小するほど、その社会保険料の逆進性がマクロ的に見て重要であることになる。その意味で最も影響度が大きいのは、厚生年金や共済組合など被用者年金の逆進性であることが分かる。これら被用者年金には、その負担のベースとなる標準標準月額に上限があるため、高所得層の保険料負担が相対的に低めとなる（その点は、同じく被用者保険である健康保険についても指摘できる）。保険料負担に定額部分のある国保がそれに続き、その次に、健康保険、国民年金がほぼ同じ程度で並ぶことになる。「その他」の大部分を占める雇用保険料は基本的に所得比例であり、額も低いいため、所得格差に対してほぼ中立的である。

参考文献

- 岩本康志(2000)「ライフサイクルから見た不平等度」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会, pp.75-94.
- 大竹文雄(1994)「1980年代の所得・資産分配」『季刊理論経済学』第45巻第5号, pp.385-402.
- _____ (2003)「所得格差の拡大はあったのか」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, pp.3-19.
- _____・齋藤 誠(1996)「人口高齢化と消費の不平等度」『日本経済研究』第33号, pp.11-35.
- _____・_____ (1999)「所得格差化の背景とその政策的含意——年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果——」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 65-75.
- 玄田有史(2002)「見過ごされた所得格差——若年世代 vs. 引退世代, 自営業 vs. 雇用者」『季刊社会保障研究』第38巻第3号, pp. 199-211.
- _____ (2003)「劣化する若年と自営業の所得構造」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, pp.145-168.
- 厚生労働省(2002)『厚生労働白書』(2002年版).
- 西崎文平・山田 泰・安藤栄祐(1998)『日本の所得格差』経済企画庁経済研究所.
- 橋木俊詔(1998)『日本の経済格差』岩波書店.
- 舟岡史雄(1999)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』第52巻第2号, pp.117-131.
- Ohtake, F. and M. Saito (1998), "Population aging and consumption inequality in Japan," *The Review of Income and Wealth*, Ser.44, No.3, pp.361-381.
- Oshio, T. (forthcoming), "Social security and intragenerational redistribution of lifetime income in Japan," *The Japanese Economic Review*.

表1 所得格差の変化とその要因分解(1989年→1998年)

平均対数偏差		(対象年齢: 25-74歳)				
	1989年 (A)	1998年 (B)	不等等の変化幅 (C)=(B)-(A)	年齢階層内効果 [% of (C)]	年齢階層間効果 [% of (C)]	年齢別人口効果 [% of (C)]
当初所得	0.524	0.627	0.102 (変化率: 19.5%)	-0.003 [-3.0%]	-0.018 [-17.5%]	0.080 [78.2%]
等価所得	0.473	0.574	0.101 (変化率: 21.3%)	0.005 [5.4%]	-0.013 [-13.1%]	0.070 [69.3%]
再分配所得	0.249	0.272	0.023 (変化率: 9.3%)	0.009 [39.8%]	-0.006 [-26.5%]	0.021 [89.6%]
等価所得	0.209	0.232	0.023 (変化率: 10.9%)	0.016 [69.5%]	0.002 [-7.1%]	0.007 [30.0%]
対数分散						
	1989年 (A)	1998年 (B)	不等等の変化幅 (C)=(B)-(A)	年齢階層内効果 [% of (C)]	年齢階層間効果 [% of (C)]	年齢別人口効果 [% of (C)]
当初所得	1.935	2.376	0.441 (変化率: 22.8%)	-0.044 [-9.9%]	0.132 [29.9%]	0.319 [72.4%]
等価所得	1.660	2.091	0.431 (変化率: 26.0%)	0.002 [0.5%]	0.121 [28.0%]	0.269 [62.4%]
再分配所得	0.600	0.672	0.072 (変化率: 11.9%)	0.044 [61.0%]	0.004 [4.9%]	0.033 [46.1%]
等価所得	0.484	0.563	0.079 (変化率: 16.3%)	0.065 [81.6%]	0.001 [1.9%]	0.016 [20.7%]

表2 アトキンソン係数の変化(1989年→1998年)

	アトキンソン指数($\epsilon=1$)		1998年 (B)	1998年 (B)	不平等の変化幅 (C)=(B)-(A)
	1989年 (A)	(C)=(B)-(A)			
当初所得	原数値	40.8	46.6	5.8	
	等価所得	37.7	43.7	6.0	
再分配所得	原数値	22.1	23.8	1.8	
	等価所得	18.8	20.7	1.8	

	アトキンソン指数($\epsilon=0.5$)		1998年 (B)	1998年 (B)	不平等の変化幅 (C)=(B)-(A)
	1989年 (A)	(C)=(B)-(A)			
当初所得	原数値	17.3	19.7	2.4	
	等価所得	16.3	18.7	2.4	
再分配所得	原数値	11.0	11.0	-0.0	
	等価所得	9.5	10.3	0.8	

図1 年齢階層別世帯構成比の変化(1989年→1998年)

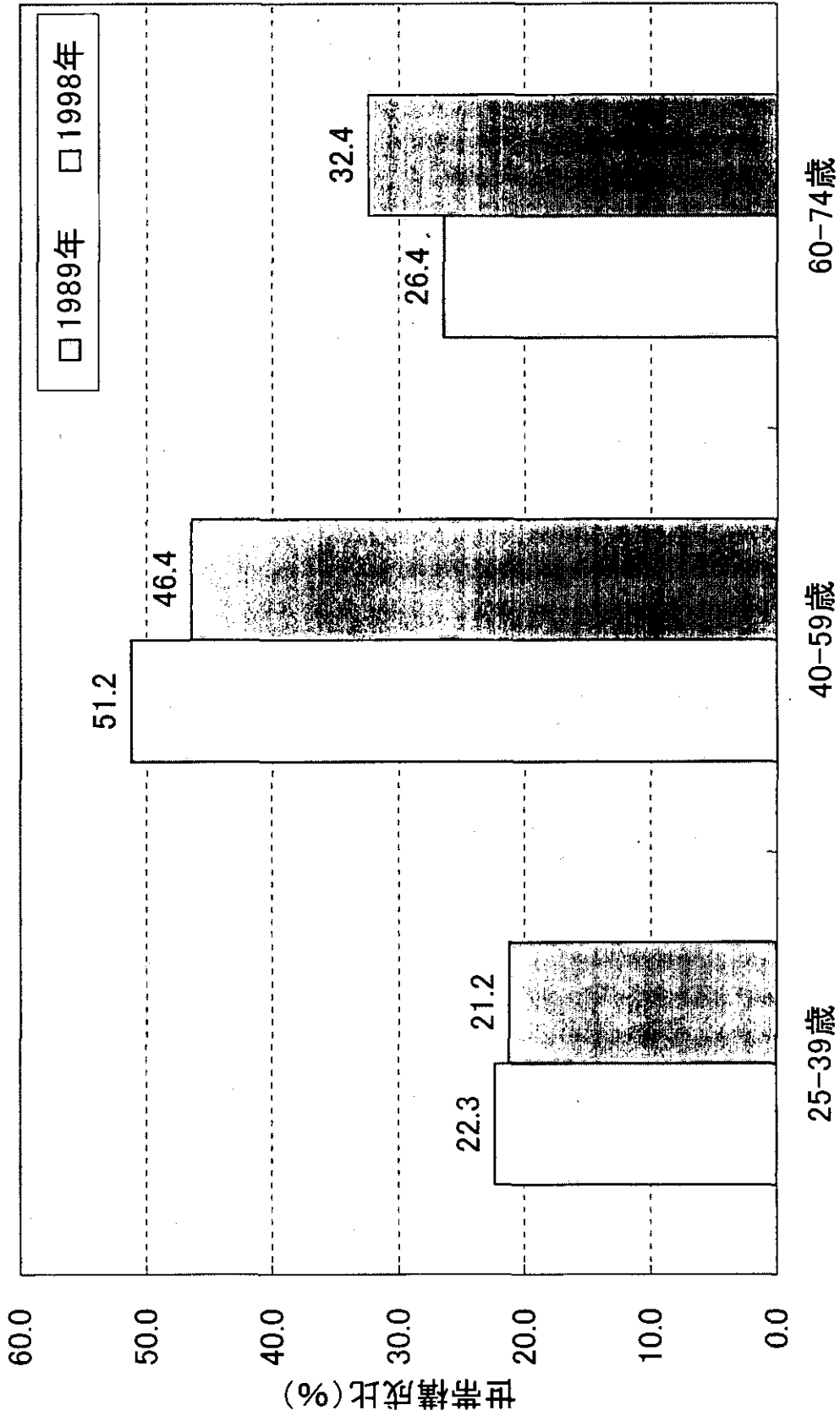


図2 年齢階層別相対所得の変化(1989年→1998年)

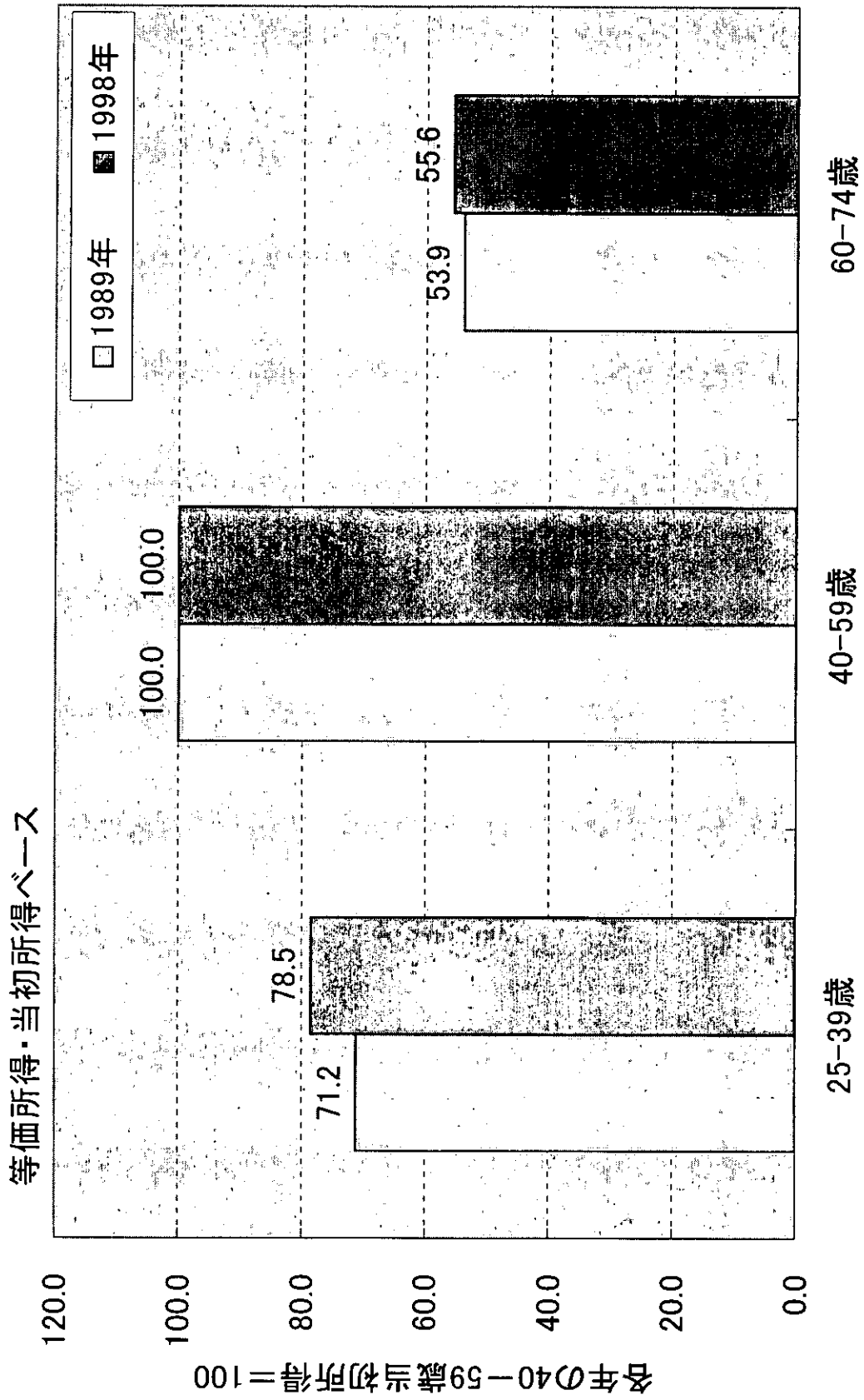


図3 年齢階層別所得格差の変化(平均対数偏差:1989年→1998年)

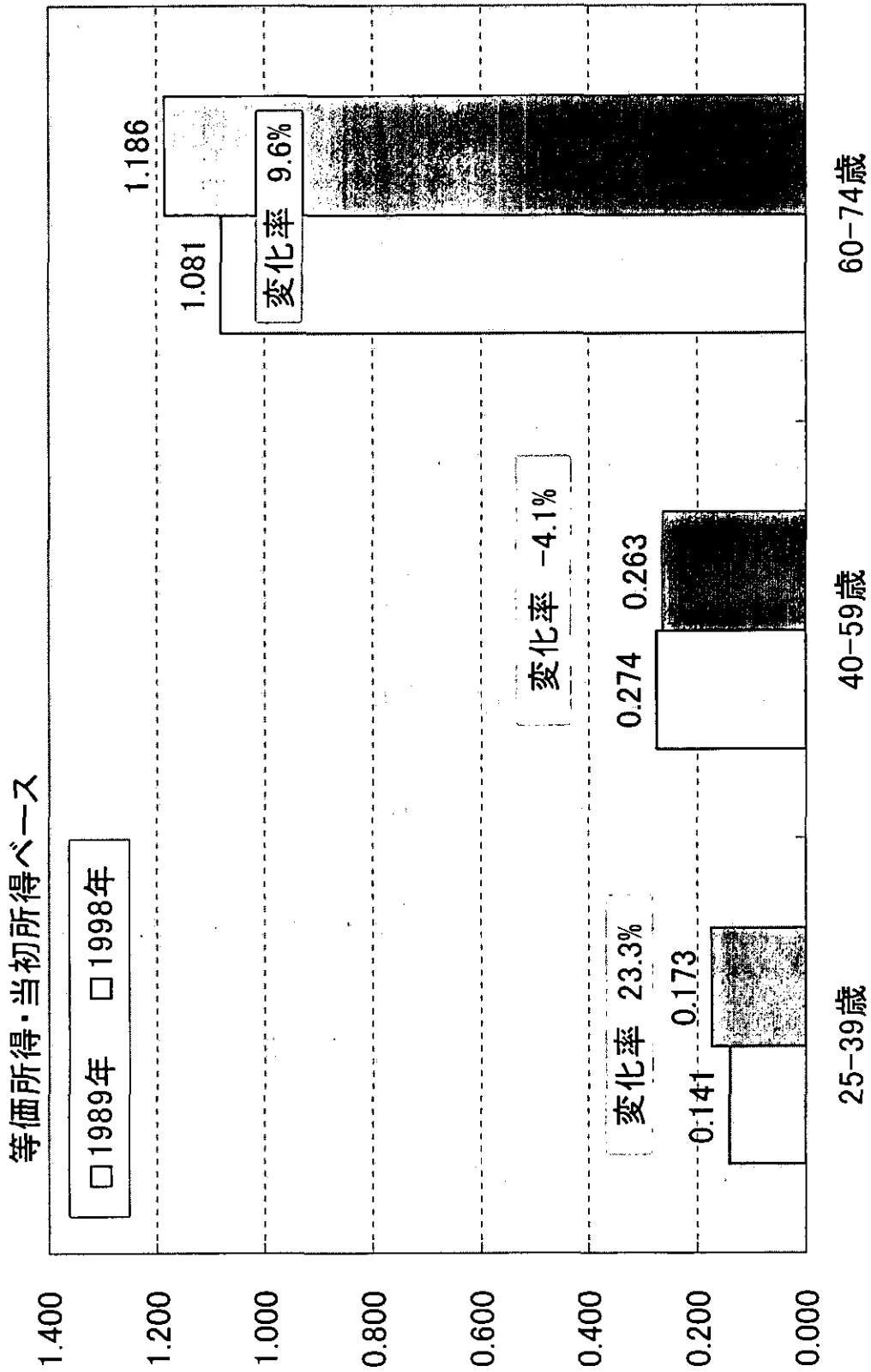


表3 再分配政策の奇与度分解

平均対数偏差		当初所得 (D)	再分配所得 (E)	不平等の変化幅 (F)-(E)-(D)	年齢階層内効果 [% of (F)]	年齢階層間効果 [% of (F)]
原数値	1989年	0.524	0.249	-0.275	-0.259 [94.1%]	-0.016 [5.9%]
	1998年	0.627	0.272	-0.354	-0.313 [88.2%]	-0.042 [11.8%]
等価所得	1989年	0.473	0.209	-0.265	-0.248 [93.6%]	-0.017 [6.4%]
	1998年	0.574	0.232	-0.343	-0.297 [86.6%]	-0.046 [13.4%]

対数分散		当初所得 (D)	再分配所得 (E)	不平等の変化幅 (F)-(E)-(D)	年齢階層内効果 [% of (F)]	年齢階層間効果 [% of (F)]
原数値	1989年	1.9349	0.6001	-1.3347	-0.9602 [71.9%]	-0.3745 [28.1%]
	1998年	2.3760	0.6717	-1.7043	-1.0664 [62.6%]	-0.6380 [37.4%]
等価所得	1989年	1.6598	0.4839	-1.1759	-0.8563 [72.8%]	-0.3197 [27.2%]
	1998年	2.0911	0.5630	-1.5281	-0.9644 [63.1%]	-0.5637 [36.9%]

表4 改革の再分配所得への影響(等価所得ベース, 1998年)

ケース	現行	I a	I b	I c	II a	II b	II c
改革の結果							
平均対数偏差	0.232	0.244	0.203	0.216	0.248	0.207	0.224
対数分散	0.563	0.587	0.454	0.479	0.597	0.464	0.499
アトキンソン指数($\epsilon=1$)	20.7	21.7	18.4	19.4	22.0	18.7	20.1
同($\epsilon=0.5$)	10.3	10.9	9.4	10.0	11.0	9.5	10.3
現行からの乖離							
平均対数偏差		5.6	-12.3	-6.7	7.1	-10.5	-3.3
対数分散		4.3	-19.4	-15.0	6.1	-17.5	-11.5
アトキンソン指数($\epsilon=1$)		1.0	-2.3	-1.2	1.3	-2.0	-0.6
同($\epsilon=0.5$)		0.6	-0.9	-0.4	0.7	-0.8	0.0
		変化率(%)					
		変化率(%)					
		変化幅(%ポイント)					
		変化幅(%ポイント)					

- I a 所得税・住民税を当初所得に比例させる
- I b 社会保障負担を当初所得に比例させる
- I c 所得税・住民税及び社会保障負担を当初所得の合計に比例させる
- II a 所得税・住民税を当初所得と公的年金給付の合計に比例させる
- II b 社会保障負担を当初所得と公的年金給付の合計に比例させる
- II c 所得税・住民税及び社会保障負担を当初所得と公的年金給付の合計に比例させる

表5 再分配政策の寄与度分解(1998年・等価所得ベース)

平均対数偏差		当初所得(D)=0.574		
ケース	再分配所得 (E)	不平等の変化幅 (F)=(E)-(D)	年齢階層内効果 [% of (F)]	年齢階層間効果 [% of (F)]
現行	0.232	-0.343	-0.297 [86.6%]	-0.046 [13.4%]
I a	0.244	-0.330	-0.285 [86.4%]	-0.045 [13.6%]
I b	0.203	-0.371	-0.325 [87.6%]	-0.046 [12.4%]
I c	0.216	-0.358	-0.313 [87.4%]	-0.045 [12.6%]
II a	0.248	-0.326	-0.282 [86.4%]	-0.044 [13.6%]
II b	0.207	-0.367	-0.322 [87.7%]	-0.045 [12.3%]
II c	0.224	-0.350	-0.307 [87.5%]	-0.044 [12.5%]

対数分散		当初所得(D)=2.0921		
ケース	再分配所得 (E)	不平等の変化幅 (F)=(E)-(D)	年齢階層内効果 [% of (F)]	年齢階層間効果 [% of (F)]
現行	0.563	-1.528	-0.964 [63.1%]	-0.564 [36.9%]
I a	0.587	-1.504	-0.940 [62.5%]	-0.563 [37.5%]
I b	0.454	-1.637	-1.074 [65.6%]	-0.564 [34.4%]
I c	0.479	-1.613	-1.050 [65.1%]	-0.563 [34.9%]
II a	0.597	-1.494	-0.933 [62.5%]	-0.561 [37.6%]
II b	0.464	-1.627	-1.066 [65.5%]	-0.561 [34.5%]
II c	0.499	-1.593	-1.035 [65.0%]	-0.557 [35.0%]

図4 再分配政策の年齢階層別効果(平均対数偏差)

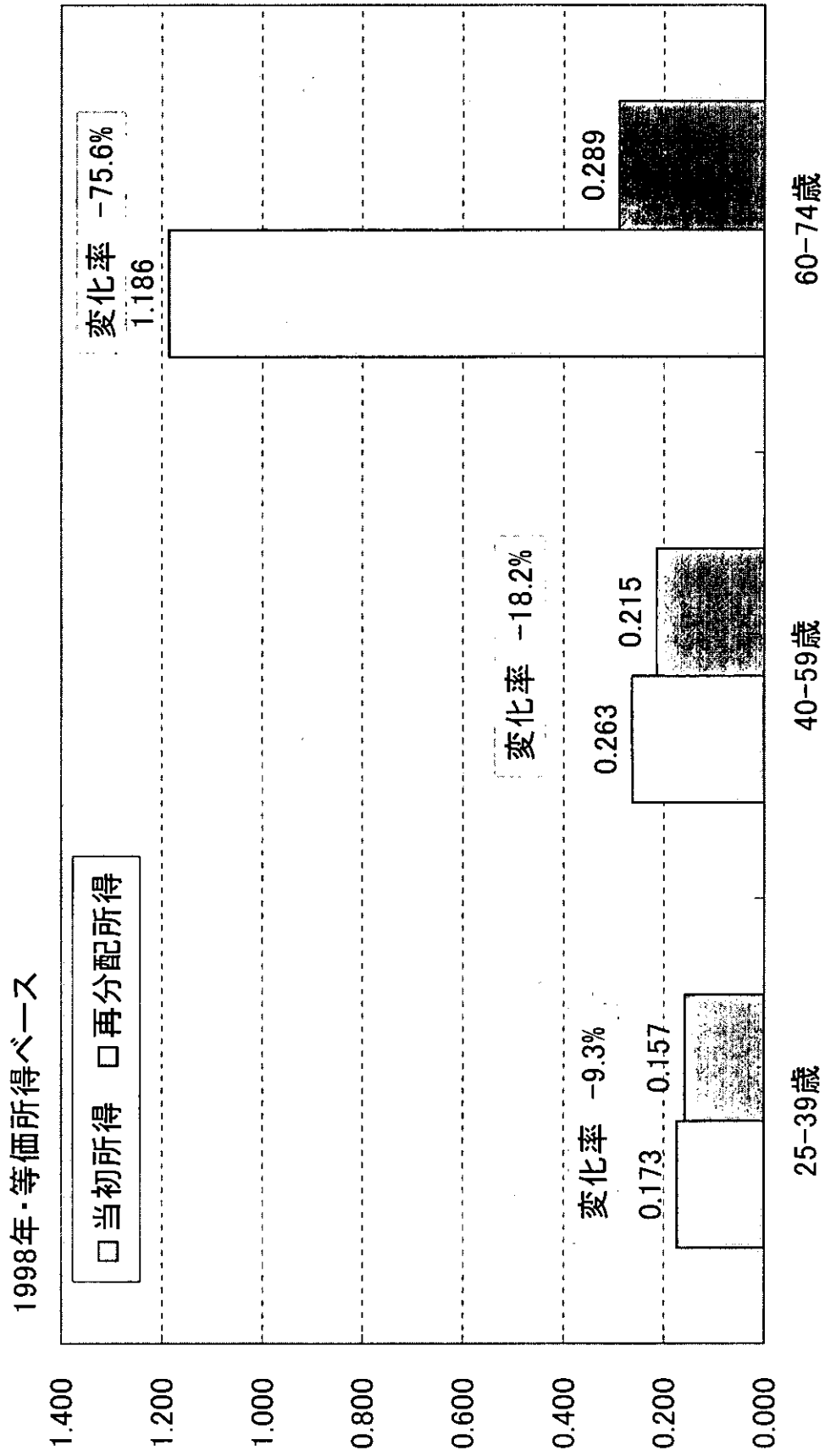


図5 改革の年齢階層別平均所得への影響

